

仕 様 書

- 1 契約名称 防災カーテンリース契約（定期メンテナンス付き）
- 2 貸借場所 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
なごみなの里地域福祉サービスセンター 特別養護老人ホーム 和風園
- 3 貸借期間 平成30年10月1日から平成37年9月30日までの7年間（84ヶ月）とする。
- 4 納期限 平成30年10月1日まで
- 5 仕 様
 - (1) 防災カーテンの取付け場所 全館（別紙内訳内容参照）
防災カーテン 579枚 4,423.4㎡
 - (2) 防災カーテンの生地
 - ① 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。又、防災ラベルは、(イ)ラベルのものを使用すること。
 - ② 耐光堅牢度は4級以上（JISL-0842）・洗濯堅牢度（変退色汚染）5級以上（JISL-0844）を使用すること。
 - ③ 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本掲示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
 - ④ JISランドリー法によって30回以上の洗濯に耐えること。
 - ⑤ 熱湯（80℃）消毒を行って収縮率が巾・丈共に1.0%以下であること。
 - ⑥ 上記の仕様を基に、施設側で生地選定指定したスミノエ製品を使用すること。ただし、選定生地と同等以上の性能が証明できれば他社製品でも可能とする。
 - (3) 防災カーテンの縫製について
 - ① ドレープカーテン、遮光カーテン、レースカーテンは1.5倍ヒダとし（別紙内訳内容）ポリエステル芯地を使用し、カーテンフック取付箇所は、芯地を二重にすること。
 - ② ドレープカーテン、遮光カーテン、レースカーテン、シャワーカーテン、間仕切りカーテンのフックは永久に錆びないステンレス製を使用すること。又、フックは縫い付けとする。
 - ③ 居室内仕切り用防災カーテンは原則としてヒダはとらない。居室内仕切りカーテンのタッセルはマジックテープでカーテンに縫い付けたものとする。
 - ④ 窓用カーテンはループタッセルとしカーテンには縫い付けないものとする。
 - ⑤ 縫製防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防災カーテン1枚毎に縫い付けること。

(4) 台帳に基づく寸法表示

- ① 賃貸人は、取り付けた場所毎にカーテンの種類及び数量が把握できる管理台帳を作成し賃借人に提出する。
- ② 縫製したカーテンには、寸法表示ラベルを裏に縫い付けること。

6 定期メンテナンス

- (1) 施設内のカーテンについては12ヶ月に1回(計6回)以上の洗濯を行う。
- (2) カーテン・ランドリークリーニングの方法は、
 - ① 予洗 (1回～2回常温にて5分以上)
 - ② 本洗 (1回～3回30℃～80℃洗剤にて約10分)
 - ③ 濯ぎ (2回～3回、1回につき最低3分以上)
 - ④ 脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
 - ⑤ プレス仕上げ(カーテン用ヒートローラーにて1枚ずつプレス仕上げ)の工程を行うこと。
- (3) カーテンクリーニング工場はISO9001取得の自社工場を設備していること。
- (4) 上記業務を実施するときは、必ず作業工程表を提出し施設側の了解を得ること。
- (5) 血液及び汚物で汚れた時や特に汚れの酷いものについては、(1)に関わらず随時無償で交換洗濯を行うこと。又、それに伴う代替の防災カーテンも随時用意・取付けすること。
- (6) 防災カーテンの交換業務にあたっては、施設担当者の指示に従い、特に利用者の生活を妨げないよう心掛けること。
- (7) 防災カーテンの交換業務に関与するスタッフは、施設側に迷惑が掛からないよう処置を講ずること。
- (8) 賃貸人は通常の使用に伴う防災カーテンのほつれ、綻び等の補修を無償で行うこと。
- (9) 期間中の防災カーテンについては、賃貸人が完全に保障すること。
- (10) クリーニング期間は3週間以内にて全館完了すること。

7 納入

- (1) カーテンの縫製前に現場において実測すること。
- (2) カーテン実測に基づいて縫製すること。
- (3) 取付けは、すべて賃貸人が行うものとする。

8 その他

- (1) 納入業者は、カーテンリース契約の実績として100床以上の入所施設・医療機関との契約の経験があること。
- (2) 本仕様書に定めない事項及び不明な点については、施設担当者との協議の上決定すること。